

○厚生労働省令第七十一号

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）第十五条、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第五十一条、未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律百六十一号）第三十五条、引揚者給付金等支給法（昭和三十二年法律第百九号）第二十四条、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）第十三条及び戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第二十九条の規定に基づき、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十一月十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則等の一部を改正する省令

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則の一部改正）

第一条 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則（昭和四十年厚生省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

改正後

(特別弔慰金の請求手続)

第一条 (略)

2 請求者が法第二条又は法附則第三項の規定に該当する者として請求する場合は、前項の請求書に、次に掲げる書類を添えなければならぬ。

一 請求者の令和二年四月一日における戸籍の抄本
二(七) (略)

3 請求者が法第二条の二の規定に該当する者として請求する場合は、第一項の請求書に、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 弔慰金を受ける権利を取得した者が法第三条各号のい
ずれかに該当すること、令和二年四月一日において当該死亡した者がなかつたこと又は当該死亡した者が同日において日本の国籍を有していなかつたこと若しくは同日において離縁によつて当該死亡した者との親族関係が終了していること及び請求者の順位より先順位の者がいないことを認めることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類並びに当該弔慰金を受ける権利を取得した者が同条第二項又は法附則第三項の規定により弔慰金を受ける権利を取得した者とみなされる者である場合において、前項第四号又は第五号に掲げる書類(前項第四号二に掲げる書類を除く。)

二 (略)

三 請求者が法第二条の二第一項に該当する者として請求する場合においては、請求者が死亡した者の死亡の当時、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていたことを認めることができる書類及び死亡した者の死亡の日から令和二年三月三十一日までの間における請求者の身分関係の異動を明ら

改正前

(特別弔慰金の請求手続)

第一条 (略)

2 請求者が法第二条又は法附則第三項の規定に該当する者として請求する場合は、前項の請求書に、次に掲げる書類を添えなければならぬ。

一 請求者の平成二十七年四月一日における戸籍の抄本
二(七) (略)

3 請求者が法第二条の二の規定に該当する者として請求する場合は、第一項の請求書に、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 弔慰金を受ける権利を取得した者が法第二条第三項各号のい
ずれかに該当すること、平成二十七年四月一日において当該死亡した者がなかつたこと又は当該死亡した者が同日において日本の国籍を有していなかつたこと若しくは同日において離縁によつて当該死亡した者との親族関係が終了していること及び請求者の順位より先順位の者がいないことを認めることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類並びに当該弔慰金を受ける権利を取得した者が同条第二項又は法附則第三項の規定により弔慰金を受ける権利を取得した者とみなされる者である場合において、前項第四号又は第五号に掲げる書類(前項第四号二に掲げる書類を除く。)

二 (略)

三 請求者が法第二条の二第一項に該当する者として請求する場合においては、請求者が死亡した者の死亡の当時、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていたことを認めることができる書類及び死亡した者の死亡の日から平成二十七年三月三十一日までの間における請求者の身分関係の異動を明ら

かにすることができ戸籍の謄本又は抄本その他の書類

四・五 (略)

4 (略)

(削る)

(特別弔慰金の支給順位の変更)

第一条の二 (略)

2 前項の申請書には、先順位者が令和二年四月一日において生死不明であり、かつ、同日以後引き続き二年以上生死不明であることを認めることができる書類を添えなければならない。

3 (略)

明らかにすることができ戸籍の謄本又は抄本その他の書類

四・五 (略)

4 (略)

5 前三項の場合において、特別弔慰金を受ける権利を有する同順位

位の者が数人あるときは、それぞれ前三項に規定する書類に、次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

一 遺族又は遺族の相続人として特別弔慰金を受けようとする他の同順位の者の同意書

二 前号の同意書が提出できない場合、その旨を記載した書類

(特別弔慰金の支給順位の変更)

第一条の二 (略)

2 前項の申請書には、先順位者が平成二十七年四月一日において生死不明であり、かつ、同日以後引き続き二年以上生死不明であることを認めることができる書類を添えなければならない。

3 (略)

様式第一号を次のように改める。



戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書				4-61	
戦没者等	フリガナ			明治・大正・昭和 年 月 日	
	氏名	(姓)	(名)		生年月日
	除籍時の本籍等		都道府県	死亡年月日	昭和・平成・令和 年 月 日
	もとの身分	陸軍（軍人・軍属） ・ 海軍（軍人・軍属） ・ 準軍属			
請求者	フリガナ			明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
	氏名	(姓)	(名)		生年月日
	戦没者等との続柄	配偶者・子・父・母・孫・兄・姉・弟・妹・甥・姪・その他（ ）			
	住所	〒	都道府県		
	電話番号	自宅・携帯	—	—	
区分	前回受給者 ・ 前回は別の者が受給 ・ 新規請求者で以下のいずれか（※） 1. 平成27. 4. 1～令和2. 3. 31に年金受給者が失権 2. 上記以外で過去に遺族のいずれも請求していない				
被相続人	フリガナ			死亡年月日	令和 年 月 日
	氏名	(姓)	(名)	戦没者等との続柄	配偶者・子・父・母・孫・兄・姉・弟・妹・甥・姪・その他（ ）
成年後見人等	フリガナ			区分	成年後見人等 ・ 親権者等 ・ 国外居住請求者の代理人
	氏名	(姓)	(名)		
	住所	〒	都道府県		
電話番号	自宅・携帯	—	—		国債の受領を市区町村長に委任する場合はその市区町村名
国債の償還金希望支払場所	金融機関の所在地		金融機関の名称		市区町村
		都道府県			

（裏面の記載上の注意をよく読んで記載してください。）

上記により、「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」の特別弔慰金を請求します。

なお、同順位者が数人ある場合は、次の事項を承諾の上、全ての同順位者を代表して特別弔慰金を請求します。

- ・ 権利の裁定は全ての同順位者に対してしたものとみなされるため、他の同順位者は権利の裁定を受けた者に対し、各々の持分を主張することができます。
- ・ 他の同順位者から各々の持分を主張された場合は、権利の裁定を受けた者の責任で調整を行います。
- ・ 本請求書の請求者の氏名及び連絡先は、特別弔慰金の請求又は審査請求を行った他の同順位者に教示されます。下記の署名者が請求者と異なる場合は、請求者の氏名並びに署名者の氏名及び連絡先が教示されます。

令和 年 月 日

厚生労働大臣
裁定都道府県知事 殿

氏名 印

（自署の場合は、押印は必要ありません。）

記載上の注意

- 1 選択できる項目は該当するもの（※印は該当する番号）を○で囲んでください。
- 2 電話番号は、日中連絡が取れる番号（自宅又は携帯のいずれか）を書いてください。
- 3 「除籍時の本籍等」の欄は、戦没者等の身分が準軍属のうち徴用工、内地における動員学徒、国民勤労報国隊員及び国民義勇隊員である場合は、戦没者等の死亡の原因となった負傷又は疾病の生じた当時配置され、又は出勤していた工場、事業場等の所在する都道府県名を記載してください。
- 4 戦没者等の遺族の相続人が請求者である場合は、「請求者」の欄に相続人の氏名等を、「被相続人」の欄に戦没者等の遺族の氏名等を記載してください。
なお、その場合、「請求者」の欄の「戦没者等との続柄」の欄は記載不要です。
- 5 「成年後見人等」の欄は、請求者が次のいずれかに該当する場合のみ記載してください。
 - (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人のためにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき（成年後見人等）
 - (2) 未成年者のために親権を行う方、又は未成年後見人が代わって請求するとき（親権者等）
 - (3) 国外に居住しているために国債の償還金等の受領を国内居住者に委任したとき（国外居住請求者の代理人）
- 6 「国債の償還金希望支払場所」の欄の「金融機関の名称」の欄は、国債の償還金を受け取る場所として希望する、日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店の名称を記載してください。
- 7 表面の最下段の氏名は、請求者の氏名を記載してください。ただし、成年後見人等又は親権者等が代わって請求するときは、その氏名を記載してください。

(自治体使用欄)

国債交付取扱店名						
前回特別弔慰金 受給者	受給者 氏名		戦没者等 との続柄		裁定 記号番号	
平成 27. 4. 1～ 令和 2. 3. 31 に 年金受給者が 失権	受給者 氏名		戦没者等 との続柄		証書 記号番号	
	失権 年月日		失権事由	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
弔慰金の 受給者	受給者 氏名		戦没者等 との続柄		裁定 記号番号	

(戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則の一部改正)

第二条 戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則(昭和二十七年厚生省令第十六号)の一部を次のように改正する。

様式第二十二号を次のように改める。



様式第二十二号（第 36 条の 2、第 38 条関係）

（表面）

弔 慰 金 請 求 書

—01—11—31—31		審査データ番号			
死 亡 し た 者	(フリガナ)				
	氏 名				
	性 別	生 年 月 日	死 亡 年 月 日		
	男 女				
	身 分		陸 海 の 別		
			陸 軍 海 軍		
	(フリガナ)				
	除籍時の本籍地 傷病発生当時の勤務先				
遺	(フリガナ)				
	氏 名				
	続 柄	性 別	生 年 月 日	※	
		男 女			
族	(フリガナ)				
	住 所	(〒 —) (電話 — —)			

（注意） 裏面も記載して下さい。

(裏面)

相	(フリガナ)		
	氏名		
続	性別	生年月日	被相続人との続柄
	男 女		
人	(フリガナ)		
	住所	(〒 —) (電話 — —)	
代	区分	1 親権者等 2 成年後見人等 3 代理人	
	(フリガナ)		
理	氏名		
	性別	生年月日	
人	男 女		
	(フリガナ)		
住所	(〒 —) (電話 — —)		
国債の受領を市区町村長に委任したときはその市区町村長名			
国債受領希望取扱店名			
(フリガナ)			
元利金支払場所			

上記により、「戦傷病者戦没者遺族等援護法」による弔慰金を請求します。

令和 年 月 日

フリガナ

氏名 印

厚生労働大臣 殿

(未帰還者留守家族等援護法施行規則の一部改正)

第三条 未帰還者留守家族等援護法施行規則(昭和二十八年厚生省令第四十二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号を次のように改める。



様式第三号を次のように改める。



留守家族手当改定申請書

未帰還者に関する事項		氏名	本籍	又終戦時 は身の職 分業	氏名
氏名	氏名				
新たに加給すべき留守家族に関する事項					
氏名	未帰還者 との続柄	生年月日	職	業	月収額

右申請します。

令和 年 月 日

申請者

住所
氏名

都道府県知事 殿

備考

- 一 未帰還者が未復員者である場合は、「終戦時の職業又は身分」欄に、所属部隊名及び階級（官等）を記載すること。
- 二 申請者が被選定人である場合は、申請者氏名の上はその旨を附記すること。
- 三 申請者の氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。

様式第四号を次のように改める。



様式第五号を次のように改める。



遺骨引取経費支給申請書

死亡した者				
死亡した原因	死亡した場所	死亡年月日	終戦時 又は身分 職業	氏名
最寄の郵便局名				生年月日
郵便局				

右申請します。

令和 年 月 日

申請者 住所

死亡者との続柄

氏名

都道府県知事 殿

備考 一 死亡した者が未復員者である場合は、「終戦時の職業又は身分」欄に所属部隊名及び階級（官等）を記載すること。

二 申請者の氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。

様式第十三号を次のように改める。



障害一時金支給申請書

氏名		生年月日	
帰還(復員)年月日		上陸港名	
引揚証明書発行年月日		引揚証明書番号	
未帰還者留守家族等援護法による療養の給付又は療養費の受否並びに受けた者については認定年月日、番号及びその期間		最寄の郵便局名	
最終戦時の職業又は身分		郵便局	

右申請します。

令和 年 月 日

申請者 住所
氏名



厚生労働大臣 殿

備考 一 障害一時金の支給を受けようとする者が、未復員者であった者である場合においては、「最終戦時の職業又は身分」欄に、

所属部隊名及び階級(官等)を記載すること。

二 欄外の申請者の氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。

(引揚者給付金等支給法施行規則の一部改正)

第四条 引揚者給付金等支給法施行規則(昭和三十二年厚生省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

改正後	改正前
<p>(引揚者給付金の請求手続) 第二条 (略) 2・3 (略) (削る)</p> <p>4 (略)</p> <p>(遺族給付金の請求手続) 第三条 法第八条に規定する遺族給付金を受けようとする者(以下「遺族給付金請求者」という。)は、様式第二号による遺族給付金請求書を令第九条第二項の規定により遺族給付金を受ける権利の認定を行うこととされた者に提出しなければならない。 2・3 (略) (削る)</p> <p>(フレキシブルディスクによる手続) 第八条 次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる書類の提出については、これらの書類の各欄に掲げる事項を記録したフレ</p>	<p>(引揚者給付金の請求手続) 第二条 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 前項の場合において、同順位の相続人が数人あるときは、前項に規定する書類に、次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。 一 相続人として引揚者給付金を受けようとする他の同順位の相続人の同意書 二 前号の同意書が提出できない場合、その旨を記載した書類</p> <p>5 (略)</p> <p>(遺族給付金の請求手続) 第三条 法第八条に規定する遺族給付金を受けようとする者(以下「遺族給付金請求者」という。)は、様式第一号による遺族給付金請求書を令第九条第二項の規定により遺族給付金を受ける権利の認定を行うこととされた者に提出しなければならない。 2・3 (略)</p> <p>4 前二項の場合において、遺族給付金を受ける権利を有する同順位の方が数人あるときは、それぞれ前二項に規定する書類に、次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。 一 遺族又は遺族の相続人として遺族給付金を受けようとする他の同順位の者の同意書 二 前号の同意書が提出できない場合、その旨を記載した書類</p> <p>(フレキシブルディスクによる手続) 第八条 次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる書類の提出については、これらの書類の各欄に掲げる事項を記録したフレ</p>

2 (略)	第二条第一項、第三項及び第四項	様式第一号による引揚者給付金請求書	キシブルディスク並びに請求者の氏名及び住所並びに請求の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。
	第三条第一項及び第三項	様式第二号による遺族給付金請求書	
	第五条	様式第七号による遺族給付金順位変更請求書	

2 (略)	第二条第一項、第三項及び第五項	様式第一号による引揚者給付金請求書	キシブルディスク並びに請求者の氏名及び住所並びに請求の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。
	第三条第一項及び第三項	様式第一号による遺族給付金請求書	
	第五条	様式第七号による遺族給付金順位変更請求書	

様式第一号を次のように改める。

